

平成22年度 我孫子市特別職報酬等審議会 概要

1. 会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2. 開催日時	平成22年10月25日(月) 午前10時から
3. 場所	議事堂 第一委員会室
4. 出席者	委員 渡邊会長、今村委員、稲葉委員、大島委員、柏委員、齋藤委員、千葉委員、月森委員、都築委員、橋本委員 事務局 星野市長、倉部総務部長、海老原次長、日暮副参事、岡本課長補佐、海津、黒田
5. 議題	常勤の特別職等の給与及び議員の報酬等の改定(案)について
6. 公開非公開の別	公開
7. 傍聴人	なし

8. 会議の内容

市長挨拶の後、諮問を依頼し、これについて会長から事務局へ説明を求められた。

日暮副参事：(諮問内容について説明を行う。)

月森委員：議員数が28名だが、24名になるのは平成23年11月の改選からになるのか。

日暮副参事：平成23年12月1日から24名になる。

大島委員：人事院勧告における、55歳以上の常勤一般職員で管理職の給料月額1.5%削減の対象者数はどのくらいか。また、この影響額と給料月額を2%抑制していることによる影響額とを比較してどうか。

日暮副参事：該当者は約60名程度であり、給料を2%抑制することによる影響額の方が、若干上回ることになる。

大島委員：特別職と一般職の管理職を比較して、一般職の管理職の抑制の方が大きくなることはないのか。

日暮副参事：55歳以上の管理職の給料を1.5%抑制したとすれば、既に実施している給料の2%抑制と併せて3.5%の抑制となることから、抑制の幅は一般職の管理職の方が上回ることになる。

橋本委員：特別職等の給料月額と議員の報酬月額は、近隣市や類似団体と比較しても低い方なので、削減した方がよいとは思わない。人事院勧告が出るたびに準拠するという考え方ではなく、政策的、政治的判断に従った基準を設けるべきではないか。

人事院勧告以上に削減する内容が閣議決定された場合はどうするのか。

今年度から引き続き来年度も約2%抑制するということが、単年度で考えているのはなぜか。引き上げるときのように期限を切らなくてもよいのではないか。

年度末手当はないのか。

日暮副参事：年度末手当は現在支給していない。

特別職等の給料月額と議員の報酬月額については、近隣団体、類似団体と比較して均衡を逸してないかというのが基準のひとつと考えている。来年度の引き下げについては、財政状況の影響や給与水準の抑制のために、一般職給料を時限的に削減することに倣ったもの

で、制度的な改定ではないため特例措置として時限的に扱っている。

総務大臣が人事院勧告以上の引下げについて言及したことについては、最近のマスコミ報道から推測すると、更なる減額はないと考えている。仮にあったとしても、それは国家公務員における固有の判断として取り扱うことになる。今年度、給料月額を 2%削減していることも市独自の判断であり、人事院勧告以上の削減は国家公務員特有のものと考えている。

橋本委員 : 特別職等の給料月額と議員の報酬月額については、類似団体との比較でもよいが、それを数値化しないと恣意的になってしまう。財政力指数の動向や近隣市との比較、一般職員とのバランスの他、業績などを数値化してはどうか。以前掲げられていた目標のように、人件費を税収の 50%以内に抑えるといったような指標が必要である。

倉部部長 : 人口規模・財政状況が同じぐらいの団体との比較がこれまでの考え方で、これが正しいかどうかは議論の余地がある。近隣市、類似団体との比較では低く設定されているからといって、昨今の経済状況では引き上げることはなく、現状では人事院勧告に従い、一般職の改定に準拠するしかない。引き下げをいつまで続けていくかについては、ある程度経済状況が安定したときに議論すべきと思う。特別職等の給料月額と議員の報酬月額の指標については、今後、審議会における検討内容として扱っていきたい。

大島委員 : 鎌ヶ谷市は、我孫子市よりも人口規模や財政規模が小さいが、なぜ特別職等の給料月額が高いのか。税収の面などから考えられる理由はあるか。

倉部部長 : 特別職等の給料月額については各市の事情によるため、金額の根拠はわからない。税収に関して、我孫子市は産業に乏しく法人市民税が低いという特徴があり、個人市民税に頼った財政状況と言える。近隣市との比較において財政状況は悪くないが、今年度の当初予算編成時に経常収支において 5.5 億円不足するということから、給料の 2%抑制を実施しているところであり、この状況は来年度も変わらないものとして、抑制は継続したいと考えている。

月森委員 : 来年 1 月の市長選挙費用として 4 千万円が計上されているが、少し高いのではないか。投票所が 33 箇所もあるので人件費がかかるとしても、もう少し削減できないか。また、非常勤特別職はどのような仕事をしているのか。

倉部部長 : 選挙費用は選挙管理委員会事務局の人件費が主な内容であり、その他に投票所の設置費用が挙げられる。以前は投票所の事務従事者として市職員を配置していたが、最近是人材派遣会社を多用したり、開票時間の短縮によって人件費の削減に努力している。マニフェスト関係の費用が多少増えているかもしれないが、法令の範囲内となっている。

日暮副参事 : 非常勤特別職は審議会委員や行政委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、学校医、顧問弁護士など、恒常的な仕事ではなくテーマを絞って働いていただく方になる。今年度の当初予算では 1,231 名で 8,100 万円が計上されており、仕事内容によって報酬を年額、月額、日額などで決められている。

橋本委員 : 審議の結論としては、市が給与等を引き下げる努力をするということであれば、承認したいという考えである。

渡邊部長 : ここで審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、採決を求める。市長より諮問のあった本件について賛成の方は挙手を。採決の結果、過半数を超えている（全員賛成）ので、原案ど

おり承認することで決定し、私から市長へ答申したい。

他に何かご意見があればどうぞ。

橋本委員 : 当審議会委員の任期は1月までとなっているが、それまでに審議会を開催することはあるか。

日暮副参事 : 任期は平成19年1月17日から平成23年1月16日までになるが、審議事項があれば開催することもある。

渡邊会長 : 議員については、本案に同意しているのか。

日暮副参事 : 議員の報酬について諮問することや内容についても、事前に議員運営委員会で確認されている。

倉部部長 : 報酬審議会の審議事項は本来、1番目が議員報酬と手当であり、2番目が特別職給料と手当とされており、今回は本来の形式で開催することができた。答申を受け、条例を改定していくが、議会では議員報酬と手当について議員発議にしたいとの意向がある。

日暮副参事 : 給料、報酬の約2%削減は12月の定例会において、期末手当の削減は11月15日の臨時議会に提案する予定である。

都築委員 : 以前は市長が答申を受けて、議会に申し入れていたことからすれば、今回のように議員が自ら発議するということは進歩が見受けられる。特別職等の給料月額と議員の報酬月額の指標について功績を反映させてはと言う意見があったが、市長と議員は選挙においてその功績を問われるので、今回の改定についても評価されることになると思う。

倉部部長 : 平成17年以前は、特別職と議員を同時に諮問していたが、前回までは同時に諮問するまでの調整ができなかった。市長の考えもあって本来の形式に戻すことになった。

橋本委員 : 次の審議会に向けての意見として、市の財政状況・人事院勧告の仕組みなどの勉強会を開いて、知識を備えたうえで論議していく必要があると思う。また、審議会としての意見書も提出するなど、諮問・答申のみではない運営をされてはどうか。

倉部部長 : 常設の審議会なので、恒常的に検討ができる会としていきたい。

渡邊会長 : 他にご意見が無いようであればこれで閉会とする。

11時15分終了